

議案第二十号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和三十九年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号を次のように改める。

四 国及び県の補助制度に基づいて行う農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設及び集落防災安全施設等農村環境基盤の整備事業（以下「農村環境基盤整備事業」という。）

五 国及び県の補助制度に基づいて行う農業集落環境管理施設、集会施設及び農村公園等農村環境施設の整備事業（以下「農村環境施設整備事業」という。）

第二条中第六号を削り、同条第七号中「林道の開設（作業道を含む。）」を「林道（作業道を含む。）」の開設、「」に改め、同号を同条第六号とする。

第三条を次のように改める。

（分担金の賦課基準）

第三条 町長は、前条に定める事業を実施する場合にあっては、次表に定めるところにより、事業ごとに賦課基準に基づき算定した分担金を賦課対象者に対し賦課するものとする。

事業	賦課対象者	賦課基準
----	-------	------

一	水道事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受けるもの	当該事業に要する経費のうちから国又は県からの補助金及び町債の額を除いたものを超えない範囲内
二	給水事業	同右	同右
三	認可省略土地改良事業	当該事業の施行により特に利益を受けるもの	同右
四	農村環境基盤整備事業	同右	同右
五	農村環境施設整備事業	同右	同右
六	林道整備事業	同右	同右

2 町長は、前項の分担金の額を算定するにあたっては、森林及び農用地等の面積並びに給水及び施設の利用度その他当該事業の施行によって受ける利益を勘案して算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成四年度事業から適用する。